

令和8年3月4日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

産業建設委員会
委員長 浅井 宏昭

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 3月4日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査について、各種計画等として魚沼市水道事業及び下水道事業経営戦略の改定(案)について、魚沼市観光振興計画の期間延長について、魚沼市住生活マスタープランについて及び魚沼市建築物耐震改修促進計画の期間延長について、並びに魚沼市中小企業等エネルギーコスト対策設備更新事業について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 32 号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正について
- (2) 議案第 33 号 魚沼市入広瀬雪国観光会館条例の廃止について
- (3) 議案第 34 号 魚沼市営住宅条例の一部改正について
- (4) 議案第 45 号 指定管理者の指定について（月岡公園）
- (5) 議案第 46 号 指定管理者の指定について（自然活用総合管理施設深雪の里）
- (6) 議案第 47 号 指定管理者の指定について（銀山平キャンプ場）
- (7) 議案第 48 号 指定管理者の指定について（ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場）
- (8) 議案第 49 号 指定管理者の指定について（薬師スキー場）
- (9) 議案第 50 号 指定管理者の指定について（須原スキー場及び魚沼市自然科学館「星の家」）
- (10) 議案第 51 号 指定管理者の指定について（薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場）
- (11) 議案第 52 号 指定管理者の指定について（神湯とふれあいの里）
- (12) 議案第 53 号 市道路線の変更について

2 調査事件

- (13) 所管事務調査
 - (1) 各種計画等について
 - ① 魚沼市水道事業及び下水道事業経営戦略の改定（案）について（ガス水道局）
 - ② 魚沼市観光振興計画の期間延長について（観光課）
 - ③ 魚沼市住生活マスタープランについて（都市整備課）
 - ④ 魚沼市建築物耐震改修促進計画の期間延長について（都市整備課）
 - (2) 魚沼市中小企業等エネルギーコスト対策設備更新事業について（商工課）
- (14) 閉会中の所管事務等の調査について
- (15) その他

3 日 時 令和 8 年 3 月 4 日 午前10時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 関 武雄、浅井宏昭、遠藤徳一、関矢孝夫、本田 篤、志田 貢

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、星産業経済部長、小島ガス水道局長、鈴木産業経済部副部長（観光課長）、星建設課長、曾根都市整備課長、小幡商工課長、山田業務課長、

渡辺施設課長

8 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10:00)

浅井委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。
本委員会に付託されました議案について、審査願います。

(1) 議案第 32 号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正について

浅井委員長 日程第 1、議案第 32 号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

浅井委員長 なければ、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 私から確認をさせていただきます。今回は、工場誘致条例が産業振興推進条例ということで名目が変わります。今までも、企業誘致の、今度は中の設備とかに投資をしたとか、できる方向に変わるわけですが、制度の中身はそんなに変わっていないと思います。私も全然知らなかったんですが、この工場誘致条例という名目だったので、魚沼市が整備をした工業団地に誘致をする企業が対象だと思っていたのですが、この産業振興促進区域、これは過疎計画の中では魚沼市全域になっています。それは間違いないですか。

鈴木産業経済部副部長 委員お見込みのとおりで、水の郷工業団地のみの優遇措置、奨励措置ではない制度になっております。

関矢委員 そうしますと、全域の中で、規則の中で業種も決められています。製造業と旅館業又は情報サービス業又は農林水産物の販売事業、この業種に決められておりますが、この辺について今までに水の郷工業団地以外でこの制度を活用した事例はありますか。

鈴木産業経済部副部長 私が現時点で承知していませんが、適用自体は先ほどお答えしたとおりでございますので、また調べさせていただければと思います。

関矢委員 その中で、補助金を出すのは設備を取得したときに固定資産の中で取得金額が個人だと 500 万円以上、あと法人だと資本金によってまた違ってくるかと思えます。この辺非常に大きな、本市は観光もあるので、旅館業等が設備投資をするときに使い勝手がいいのかなとは思えます。そのまま使われているかどうか分かりませんが、使えるようにもう少し、今回条例文を改正しましたので、周知をして市内業者が使えるような方法にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木産業経済部副部長 この固定資産税の減収補填そのものの措置は、過疎法に要件がありますので、要件自体は当然その辺に準じていく形になりますが、せっかくある制度でございまして、周知はまたさせていただければと思います。

浅井委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結し

ます。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第32号 魚沼市工場等誘致条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 33 号 魚沼市入広瀬雪国観光会館条例の廃止について

浅井委員長 次に、日程第2、議案第33号 魚沼市入広瀬雪国観光会館条例の廃止についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第33号 魚沼市入広瀬雪国観光会館条例の廃止についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 34 号 魚沼市営住宅条例の一部改正について

浅井委員長 次に、日程第3、議案第34号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第34号 魚沼市営住宅条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 45 号 指定管理者の指定について (月岡公園)

(5) 議案第 46 号 指定管理者の指定について (自然活用総合管理施設深雪の里)

(6) 議案第 47 号 指定管理者の指定について (銀山平キャンプ場)

(7) 議案第 48 号 指定管理者の指定について (ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場)

(8) 議案第 49 号 指定管理者の指定について (薬師スキー場)

(9) 議案第 50 号 指定管理者の指定について (須原スキー場及び魚沼市自然科学館「星の

家」)

(10) 議案第 51 号 指定管理者の指定について (薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場)

(11) 議案第 52 号 指定管理者の指定について (神湯とふれあいの里)

浅井委員長 日程第 4、議案第 45 号 指定管理者の指定について (月岡公園) から、日程第 11、議案第 52 号 指定管理者の指定について (神湯とふれあいの里) までの 8 件を一括議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 いずれも補足説明はございません。

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ただいま一括議題とした 8 議案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第 45 号 指定管理者の指定について (月岡公園) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これから、議案第 46 号 指定管理者の指定について (自然活用総合管理施設深雪の里) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これから、議案第 47 号 指定管理者の指定について (銀山平キャンプ場) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これから、議案第 48 号 指定管理者の指定について (ふれあい交流センターこまみ、小出公園及び小出スキー場) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これから、議案第 49 号 指定管理者の指定について (薬師スキー場) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 50 号 指定管理者の指定について (須原スキー場及び魚沼市自然科学館「星の家」) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第 51 号 指定管理者の指定について (薬師温泉センターゆ〜パーク薬師、トレーニングセンター「ヤッコム」、薬師テニスコート及び薬師運動広場) を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これから、議案第 52 号 指定管理者の指定について (神湯とふれあいの里) を採決しま

す。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) 議案第53号 市道路線の変更について

浅井委員長 日程第12、議案第53号 市道路線の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

本案について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから、議案第53号 市道路線の変更についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

これで本委員会に付託されました議案については、以上となります。

(13) 所管事務調査

(1) 各種計画等について

- ① 魚沼市水道事業及び下水道事業経営戦略の改定(案)について(ガス水道局)
- ② 魚沼市観光振興計画の期間延長について(観光課)
- ③ 魚沼市住生活マスタープランについて(都市整備課)
- ④ 魚沼市建築物耐震改修促進計画の期間延長について(都市整備課)

浅井委員長 次に、日程第13、所管事務調査、(1) 各種計画等についてを議題とします。まず、①魚沼市水道事業及び下水道事業経営戦略の改定(案)についてから、④魚沼市建築物耐震改修促進計画の期間延長についてまでの4件について、執行部に説明を求めます。

小島ガス水道局長 それでは、魚沼市水道事業及び下水道事業経営戦略の改定(案)についてであります。本日は、前回2月4日開催の産業建設委員会において出された意見、それから2月27日開催の公営企業運営審議会において出された意見などを反映させたものを今回「案」としてお示しさせていただきます。

内容につきましては、業務課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

山田業務課長 今ほど小島局長がお話ししたとおり、2月4日の産業建設委員会で大方の説明をさせていただいたところですが、その後の修正箇所について朱書き等をさせていただいているものがございます。ほとんどが文言修正になりますが、文言修正以外の主な変更箇所について幾つかありますので説明させていただきます。(資料「魚沼市水道事業経営戦略(案)」「魚沼市下水道事業経営戦略(案)」により説明)

そして、今後のスケジュールとなりますが、この経営戦略につきましては、7月2日に公営企業運営審議会に料金改定とともに諮問をさせていただいたところでもあります。これ

まで審議を行ってまいりましたが、本日の委員会を経まして、来週3月13日に審議会の会長から市長に答申書を提出いただく予定となっております。そちらを受けまして、市長決裁をいただいた後に、3月末に成案化、そしてホームページに公表する予定であります。その上で、令和8年度からはこの計画に基づき事業を運営してまいりたいと思っております。説明は、以上となります。

浅井委員長 次に、②魚沼市観光振興計画の期間延長について、お願いします。

鈴木産業経済部副部長 それでは、私から観光振興計画の計画期間の延長について、御説明をさせていただきます。資料は特別用意しておりませんので、お聞きいただければと思います。

当委員会の7月の開催のときにも少し触れさせていただきましたが、現在の観光振興計画が今年度が最終期ということで、後継計画の策定を進めますということで御説明をさせていただいたところでもあります。つきましては、その際にも遠藤委員からも御指摘もいただきました。危機管理も含めた受入体制という目線も入れた中での計画策定をするのか、という御質問をいただきまして、当然担当課としましても、後継計画につきましては、受入体制の強化というところは主眼を置いて策定をしていく、とお答えをさせていただいたところです。

そのように計画策定は進めていたところですが、年が明けました2月に観光庁主催の会合がありまして、そちらで昨今各地域で頻発する自然災害、こういったものも含め、かつインバウンド需要が非常に高まっているという状況の中から、それぞれ市町村においてこういった計画をつくる際にはそういった危機管理受入体制も含めて計画づくりをしていただきたい。つきましては、国としてもその一つの方針とマニュアルについて今後示していくので、ぜひ次の計画の策定時にはそこを加味した計画策定を各自治体をお願いしたいという会合が、2月に行われたところでもあります。当初からそういった危機管理も含めて、特に当市の場合は自然災害の中でも雪というところの、大雪の際の交通網の障がいであったり、融雪の際の道路網が閉塞してしまうような事象もありますので、特にその部分はしっかりとうたい込んだ計画にしていく必要があるということで、一旦今拙速にこの計画をつくってしまうよりは、国の一定の方針を見定めた中で観光振興計画の後継計画を策定したいということで、計画の策定スケジュールを変更させていただくものであります。

これに伴いまして、現在の計画は令和4年から7年までの4か年計画ということで策定しておりますが、計画期間を1年延長した中で、国の示す方針等を加味した後継計画を令和9年4月1日施行に向けてもう一度整理をし直したいと考えているところでもあります。計画を1年延長することによって、現計画の中の目標年度であったり、数値の部分であったりというところがずれてきますので、その部分はきちんと修正して、1年振興計画を延長したいと考えております。以上、御説明と御報告とさせていただきますと思います。

浅井委員長 次に、③魚沼市住生活マスタープランについて及び④魚沼市建築物耐震改修促進計画の期間延長について、2点続けてお願いします。

星産業経済部長 魚沼市住生活マスタープランにつきましては、以前の産業建設委員会で新潟県の住生活マスタープランによることとして、更新をしない方針で内部で検討していると報告していましたが、検討した結果、更新しないということで今年の1月に市長決裁を受けておりますので御報告をいたします。今後の魚沼市の住宅施策につきまして

は、県の計画に沿って進めることとなります。

続きまして、魚沼市建築物耐震改修促進計画の期間延長につきまして、以前の産業建設委員会で新潟県の耐震改修促進計画が令和8年4月に更新される予定であることから、計画期間を1年伸ばして令和9年3月31日までとする方針であることを報告しているところでしたが、今年の1月に市長決裁を受けまして、現在の計画を令和9年3月31日まで延長したことを御報告いたします。今後は、県の計画を見ながら令和9年3月の改定に向け検討していく予定としております。以上です。

浅井委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員　今ほど鈴木副部長からお話があった国の指針、計画と合わせるために延長ということで、それは理解できました。計画自体を延長しますが、関係者への取組ですとか、今後に向けての体制づくり、計画が延びても観光が止まるわけではありませんので、その辺をどのようなスピード感で計画を立ち上げるまでの間にやることについて検討されているのか、その辺を1点お願いします。

鈴木産業経済部副部長　まず、いわゆる観光の誘客という取組については、委員おっしゃるとおり止まるものではありませんので、再度観光協会を中心に関係観光事業者と今のお話も含めてしっかり取り組んでいく運営の場を持ちたいと思っています。その際に、今ほど一旦計画を止める形になりました。国で示す訪日外国人旅行者の対応マニュアルは、実際には令和3年の3月にも一度そういった方針、マニュアルが策定されています。このときはコロナというところが中心の対応だったんですが、少なからずそういった当時の、令和3年のマニュアルがございますので、この辺も踏まえながら、いずれにしても次の後継計画にはそういった観光事業者の皆さんの考え方や意見が必要ですので、そこは継続的に取組を巻き込みながら進めていきたいと思っています。

遠藤委員　副部長のお話のとおりだと思います。インバウンドの関係も向上していくことになりますと、やはり市内においても誘客が進むわけであります。ただ、市内を見ても、サイン工事も含めてなかなか外国人受入体制について、もし避難所となった場合の説明ですとか、英語でお話できる、できない等も含めて、受入体制は広く今から整えていく必要があると思います。計画とはまた別に市民向けの促進的な活動も行っていただけたらと思いますが、答えを聞いて終わりにします。

鈴木産業経済部副部長　委員御指摘のとおり、サイン、看板の関係も当然課題になってこようと思います。ただ、国の話とか、近隣自治体、湯沢町等も含めてお話しする中でも、いろんな国の方が訪れる。メインは英語圏が多いということではありますが、今我々が考えているのはどちらかというとそういったハード整備というよりも、今普及をしているスマートフォンを活用した取組をしっかり受け入れ側も充実すべきと考えています。当然、訪日される外国の方々もそういったスマートフォン等による翻訳であったり、アプリであったり、使った中で来られる人が大半とお聞きしています。そういったDX化も含めた体制強化というところで進められればと思っています。

関委員　経営戦略については同意しますが、お聞きしたい点がございます。実は、提案された令和8年度予算の中で両事業ともすごく資本比率が高いです。計画の中で、例えば一つの示された指標があるかと思っています。これはどの程度の指標の推移になっているのか、お聞きしたいと思っています。これは非常に、将来的な経営戦略にも大きく影響するところ

ろですので、お願いしたいと思います。

企業会計ですが、私には分かりづらい点がございまして、確認の意味で質問させていただきます。さっき申し上げた資本比率が非常に高いということで、一般企業はそれぞれ基準があり、業種によってそれぞれ値が違います。本事業において指標とする基準値はどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

山田業務課長 水道事業、それから下水道事業の資本比率が高いということですが、明確な基準数値は定められていないところではありますが、各市の状況に応じて施設の改良投資額が異なりまして、今現在では魚沼市の水道・下水道についてはこちらに記載のとおりであります。収益的収支で余剰金が出た場合につきまして、資本的収支に充てていくという流れで運営していくというところがございます。

関委員 国が示す適正数値が約30%でございます。それをはるかに超えているので、数値が高ければ高いほどいいということではないそうです。したがって、必要以上に資本を貯める必要はないと思っています。やはり投資、それからサービス面に配慮すべきではないかと思っています。

それと、こういう企業会計で減損ということはないですね。減損会計というものがあって、収益の上まらない部署、また事業所についての資産があるんですが、それはこの企業会計には当てはまらないということによろしいですか。

山田業務課長 後ほどお調べしたいと思います。

浅井委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑がないようですので、これで質疑を終結します。本件については、以上といたします。

(2) 魚沼市中小企業等エネルギーコスト対策設備更新事業について (商工課)

浅井委員長 次に、(2) 魚沼市中小企業等エネルギーコスト対策設備更新事業についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

鈴木産業経済部副部長 それでは、国の重点支援地方交付金活用事業のもう一つの取組であります中小企業へのコスト削減に向けた設備更新の事業の制度設計が固まりましたので、担当課長から説明させていただきます。

小幡商工課長 それでは、制度の概要を説明させていただきます。(資料「魚沼市中小企業等エネルギーコスト対策設備更新事業概要」により説明)

浅井委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関委員 大変素晴らしい事業と認識しております。対象事業主について、150件を予定しているということですが、使い勝手がもし良ければ相当の事業主から手が挙がるのではなからうかと思えます。現在、魚沼市内における対象事業者は、どれくらいありますか。

小幡商工課長 実際数は把握をしておりません。

関委員 それと、これは単年度事業なので、もったいないと思います。特に、照明、制御機能付きLED照明とは、具体的にどんなものかお聞きしたいと思います。

小幡商工課長 LEDについては、いろいろな照度の関係等を制御できる機能が付いているものが出ていますので、そちらの機能付きということと認識しております。

関委員 LEDですが、どういう機種を付ければよいか分かりませんが、一般的に蛍光灯で

すが、本体ばかり切り替えることではまずいので、全部の機能を含めて交換ということらしいです。一つ換えると、いろいろグレードがありますが、5,000円程度かかるそうです。そうすると、予算が足りないのではないかなと思います。予算の執行の決定についてはどのような考えがあるか、お聞きしたいと思います。

鈴木産業経済部副部長　　まずもって想定件数のところではありますが、どうしても予算に限りがあるところではありますが、令和4年度に類似の事業に取り組んでおります。今ほどの説明で下限が今回は30万円で、令和4年度は50万円以上の更新に対してというところで、下限が令和4年度が少し上ではありましたが、その際の申請件数は86件でありました。今回30万円に下限を下げますので、当然申請件数は多くなるものと思います。今ほど委員の御指摘のLED照明の関係は、製造が止まるということで、より更新をしたいという事業者が増えると思っております。現時点では、この予算を見た中で150件程度と、これ以上来た場合につきましては、あくまでも予算の範囲内ということですので漏れてしまう可能性があるかもしれません。そう考えております。

浅井委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで御異議ありませんか。(異議なし)そのように決定いたしました。

(14) 閉会中の所管事務等の調査について

浅井委員長　　日程第14、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定しました。

(15) その他

浅井委員長　　日程第15、その他を議題とします。執行部から協議、報告事項等はありませんか。

鈴木産業経済部副部長　　先ほど、議案第32号で関矢委員から「この条例の過去の適用実績は水の郷工業団地以外にもあるのか」という問いについて、お答えさせていただければと思います。実際には、水の郷工業団地以外も含めますとこれまで29件、これについては増設とか増築も入りますので同じ業者が2回とか3回も含めた件数として29件であります。地区としましては、小出であれば水の郷工業団地以外に南部工業団地の事業者が一部適用になっております。あと、広神地区、湯之谷地区についてもこの適用を受けて、奨励措置を受けているという実績になっております。

浅井委員長　　ほかによろしいでしょうか。(なし)それでは、委員の皆様から御意見、協議事項等はありませんか。(なし)ないようですので、予定していた議題は以上となります。

委員の皆様から、ほかに御意見、協議事項等はありませんか。(なし)ないようですので、本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の産業建設委員会は、これにて閉会します。

閉 会 (10 : 46)

産業建設委員会

委員長 浅井 宏昭